

# 特養の利用料下げ

## 在宅介護は引き上げ

### 報酬改定

厚生労働省は6日、4月から適用する介護保険サービスの新たな料金体系(介護報酬)を公表した。特別養護老人ホームなど施設サービスの料金を安く、訪問介護など在宅支援サービスを高くしたのが特色だ。全体をならせば2・27%の値下げとなる。深刻な人手不足に対応するため、介護職員の賃金も平均で1人あたり月1万2千円上げて人材を確保する。

## 職員賃上げ1万2000円

サービスの種類	現行	4月から	増減
訪問介護 (ホームヘルプ)	3820円	4004円	▲
訪問看護	6878円	7038円	▲
通所介護 (デイサービス)	1万170円	1万5円	▲
特別養護老人 ホーム(特養)	相部屋 3万300円	2万9670円	▲
	個室 3万1530円	3万720円	▲
介護老人保健 施設(老健)	3万3343円	3万3275円	▲
24時間の定期 巡回・随時対応	1万9136円	1万9992円	▲
看護小規模多機 能型(現・複合型) の在宅介護	2万6857円	2万7883円	▲

(注) 厚労省が仮定したモデル事例をもとに、1割自己負担として試算。基本料のほか、職員の賃上げ分や、職員を手厚く配置することでのサービス強化分の上乗せを含む。

6日の社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の介護給付費分科会で示し、同分科会はこれを了承した。

これまで業者のもうけが大きかった施設サービスだ。厚生労働省が試算したモデルケースの場合、利用者の自己負担額は特別養護老人ホームは相部屋が3万3000円から2万9670円へ、個室が3万1530円から3万720円へと、ともに2%強下がる。

▼介護報酬 国が決める介護保険サービスの料金体系を指し、介護事業者からみれば各サービスの収入の単価に相当する。利用者本人の1割自己負担のほか、国・地方の税金と、40歳以上の国民が支払う保険料とで賄う。つまり、介護報酬の引き上げは負担増につながり、引き下げは負担減に働く。

2015年度は原則3年に1度の改定年にあたる。1月の15年度予算案の閣僚折衝で、介護の単価を平均で2・27%下げると決めた。

平均単価を下げて、人口の高齢化で利用者数は年に5%前後伸びている。15年度の介護費用は10兆円と前年度より1%強増える見込みだ。

通所介護(デイサービス)は1万170円から1万5円へ1・6%の値下げとなる。

一方、厚労省が拡充を目指す在宅サービスは負担の重い介護職員の待遇を改善するため値上げとなる。モデルケースによると、訪問介護(ホームヘルプ)や24時間対応の定期巡回はともに利用者の負担が4%強重くなる計算だ。

ただし、実際の負担額は受けるサービスや介護を必要とする度合いの重さによって異なるため、一概にはいえない。

こうした料金の改定は厚労省による政策誘導の面もある。介護事業者の側から見れば、賃上げや重度者らへの対応を進めれば収入を維持できるが、従来のサービスのままなら大幅な減収となる。

厚労省は料金体系の見直しを通じ、利用者がより必要としているサービスを提供できるような事業者を誘導したい考えだ。

介護サービスにかかる費用は年間で総額10兆円に膨らみ、今後も制度を維持させるには介護費の抑制が欠かせない。一方で2025年度には介護職員が30万人足りなくなると見込みで、人手不足の解消には賃上げも必要とされる。今回の介護料金体系の見直しではこれらの両立もはかった。